

## 積立金の第三期中期目標期間における業務の財源への充当について

### 1 利益及び損失の処理等について（地方独立行政法人法第 40 条関係）

#### (1) 各事業年度

- ・前事業年度から繰り越した損失を埋める（第 1 項）
- ・なお残余があるときは、積立金として処理しなければならない（第 1 項）  
ただし、中期計画で定めた用途に充てることできる（第 3 項）

#### (2) 中期目標期間の最後の事業年度

- ・前事業年度から繰り越した損失を埋める（第 1 項）
- ・積立金があるときは、設立団体の長の承認を受け、次期中期目標期間における業務の財源に充てることできる（第 4 項）
- ・前項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、設立団体に納付する（第 5 項）

### 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの積立金の状況

（単位：円）

第二期			参考（第一期）		
年度	当期利益	積立金	年度	当期利益	積立金
H29 年度	568,982,944	368,326,287	H24 年度	90,332,361	90,332,361
H30 年度	525,621,575	893,947,862	H25 年度	282,157,909	372,490,270
R 元年度	▲315,761,626	578,186,236	H26 年度	93,007,913	465,498,183
R 2 年度	▲51,457,164	526,729,072	H27 年度	▲225,041,224	240,456,959
R 3 年度	1,653,466,198	2,180,195,270	H28 年度	▲441,113,616	▲200,656,657

### 3 積立金の処分に係る承認の手続き（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 11 条関係）

#### (1) 法人からの申請

承認を受けようとする額：2,180,195,270 円

財源に充てる業務の内容：病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成および能力開発の充実等に充てる（第三期中期計画のとおり）

#### (2) 積立金の処分（案）

当該積立金については、医療の質向上を図りつつ様々な経営改善に取り組んだ結果、法人が利益として積み上げたものである。第三期中期計画で予定している、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成および能力開発の充実等、法人が実施するよりよい病院づくりのための事業の財源に充てることと見做します。

## 地方独立行政法人法

### (利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

### (利益及び損失の処理の特例)

第八十四条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

## 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

### (積立金の処分に係る承認の手續)

第十一条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（次項及び次条において「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。